

大和市公告第58号

平成26年5月25日に執行する大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理審議会委員選挙において、施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の選挙については、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数を超えないので、同令第26条の規定により投票は行わない。

平成26年5月2日

大和市長 大 木 哲